

社会福祉法人すぎな福社会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人すぎな福社会（以下「法人」という）の役員及び評議員の報酬について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(役員及び評議員の報酬)

第3条 法人は、役員及び評議員の別表1に定める報酬額を月額報酬額とし月次支払うことができる。

2. 役員のうち当該法人職員は、対象としない。

(出張旅費)

第4条 役員及び評議員が法人業務のために出張する場合は、別表2により報酬及び旅費を支給することができる。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

1. 平成25年4月20日から施行する
2. 平成29年4月 1日から施行する
3. 平成31年4月 1日から施行する
4. 令和 2年4月 1日から施行する

定款に定めた報酬額の範囲内で、役員及び評議員の報酬額については理事長の招集する評議員会にて、その都度決定するものとする。

別表1（第3条関係）

名 称	月額報酬
理事長の報酬	30,000 円
常務理事の報酬	20,000 円
理事及び監事の報酬	10,000 円
評議員の報酬	10,000 円

別表2 (第4条関係)

名 称	報 酬 (※)	旅 費
報酬及び旅費	法人旅費規程に準ずる	法人旅費規程に準ずる

令和2年 2月5日

本規定は現行規定に相違ありません。

社会福祉法人すぎな福社会
理事長 小阪 栄進

